

非営利組織理論の検討

橋 本 理

- I はじめに
- II 非営利組織研究の対象
 - 1. アメリカにおける非営利組織制度
 - 2. 非営利組織把握の現状と問題
- III 非営利組織の存在根拠
 - 1. 非営利組織の経済理論分析
 - 2. 非営利組織研究の方向性
- IV おわりに

I はじめに

近年、非営利組織 (Non-Profit Organization: NPO) の研究は活発になってきているが、その理由としては現代社会において非営利組織の果たす役割が大きくなってきていることがあげられる。例えば、ドラッカー (Drucker, P.F.) はアメリカの非営利組織の活動がGNPの一角に相当することを指摘し、その活動の重要性を強調している [Drucker(1993)p.175]。このように、非営利組織は現代社会において無視できない存在となっており、非営利組織理論はその活動の意義を解明するために構築されなければならない。ところが、従来の非営利組織研究は、必ずしもその活動の現状を的確に把握しているとはいえない。特に、日本の非営利組織研究についていえば、日本の現状に即した理論が構築されているとはいえない。そこで、本稿においては、従来の非営利組織理論を検討しつつ問題点を指摘し、現代社会で非営利組織が重要となってきた現状を踏まえた非営利組織理論の構築の方向性を提示していくことにする。

非営利組織理論における重要な問題として本稿では、①非営利組織とはどのような組織か、②非営利組織の存在根拠は何か (なぜ非営利組織は存在するのか)、の二点をとりあげる。この二点を検討することによって、非営利組織の本質に迫ることができ、非営利組織研究の今後の展望を明らかにすることができる。もちろん、この二つの問題の解決は相互補完的になされなければならないが、主に①に関する問題を「非営利組織研究の対象」と題してとりあげ、主として②に関する問題を「非営利組織の存在根拠」と題してとりあげることにする。

非営利組織という言葉は、「営利ではない」組織であるということを示しているだけであり、

キーワード：非営利組織 (NPO)、企業理論

その言葉自体何ら積極的な定義づけをしてはいない。「営利ではない」組織という漠然とした定義では、非営利組織研究の対象は曖昧なものになってしまう。この曖昧な領域を明確にするために、非営利組織研究の対象がどのようなものであるのかを明らかにする試みがなされてきた。その中でも非営利組織の定義に著しい影響を与えているのが、アメリカの非営利組織制度であり、国際比較を行うために非営利セクター¹⁾を定義しているジョンズホプキンスプロジェクトによる非営利組織把握である。これらの非営利組織把握の検討によって、従来の非営利組織研究がどのような組織を対象としてきたかが明らかになる。ここで明らかにされる非営利組織研究の対象は、今日の研究において重要視されており、非営利組織の経済理論分析の多くもこの研究対象に基づいて行われている。その意味で、従来の非営利組織把握を整理し、問題点を明らかにすることは重要な作業である。

また、従来の研究では、非営利組織の存在根拠を説明する様々な試みがなされてきた。本稿においては、従来の研究で主流をなしており、検討を欠かすことのできない「公共財理論」「契約の失敗理論」「取引費用論によるアプローチ」の三つの経済理論分析を取り上げることにする。ところで、これらの経済理論分析は、企業組織の経済学的研究の進展とともに、その成果の応用として発展してきた²⁾。その是非を問うことは、非営利組織のみならず営利企業も含めた企業組織の存在根拠をどのように理解するかに関わってくる。本稿においては、非営利組織に限定して理論の整理と検討を行うが、実は本稿の論点が非営利組織のみならず営利企業も含むすべての企業形態の存在根拠に関わる問題を内包していることには留意しておきたい。したがって、本稿は、非営利組織理論の検討を主目的としながら、企業理論の検討および構築の足がかりも兼ねている。なお、この点は今後の非営利組織理論の展望を示すうえで重要な鍵となる。

II 非営利組織研究の対象

1. アメリカにおける非営利組織制度

アメリカにおける非営利組織制度は、非営利組織を定義するうえで重視されている。このことは、法制度が非営利組織を一つのコンセプトのもとに定義しているアメリカのような国は、世界的には稀であるという状況によっている³⁾。アメリカにおいて非営利組織は税制（内国歳入法）によって明確な規定を受けており、主として非営利組織の議論はこの税制によって規定された組織を対象としている。それでは、非営利組織は内国歳入法によってどのように定められているのだろうか。内国歳入法においては、非営利組織（Non-Profit Organization）という言葉は使用されず、免税団体（Exempts Organization）という言葉が使用されている。つまり、一般に非営利組織と呼ばれている組織は、税制上は免税団体の一部に相当するのである。そこで、内国歳入法で定められた免税団体の概観を示すことにしよう。

免税団体としての資格を得る団体の一覧は、主として内国歳入法第501条(c)によって示され

図表 1 免税団体一覧

| 内国歳入庁コード | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 501 (c) | | | | | | |
| (1) 公共法人 | 9 | 9 | 9 | 9 | 19 | 20 |
| (2) 免税権原保有法人 | 6,408 | 6,529 | 6,739 | 6,967 | 7,025 | 7,100 |
| (3) 宗教団体、慈善団体等 [1] | 516,554 | 546,100 | 575,690 | 599,745 | 626,226 | 654,186 |
| (4) 社会福祉団体 | 142,473 | 142,673 | 142,325 | 140,143 | 139,451 | 139,512 |
| (5) 労働団体、農業団体 | 72,009 | 71,012 | 70,416 | 68,144 | 66,662 | 64,955 |
| (6) 事業者団体 | 68,442 | 70,871 | 72,901 | 74,273 | 75,695 | 77,274 |
| (7) 社交クラブ | 63,922 | 64,681 | 64,924 | 65,273 | 65,501 | 60,845 |
| (8) 友愛団体 | 98,840 | 93,544 | 93,728 | 92,284 | 92,115 | 91,972 |
| (9) 従業員共済団体 | 14,708 | 14,986 | 15,048 | 14,835 | 14,681 | 14,486 |
| (10) 内国友愛共済団体 | 18,360 | 21,415 | 20,827 | 21,215 | 21,046 | 20,925 |
| (11) 地方教員退職基金 | 10 | 10 | 11 | 11 | 11 | 13 |
| (12) 地方共済生命保険団体 | 5,984 | 6,103 | 6,177 | 6,221 | 6,291 | 6,343 |
| (13) 墓地組合 | 8,781 | 9,025 | 9,184 | 9,294 | 9,433 | 9,562 |
| (14) 信用組合 | 6,219 | 5,559 | 5,637 | 5,391 | 5,225 | 5,157 |
| (15) 相互保険会社 | 1,147 | 1,157 | 1,165 | 1,161 | 1,185 | 1,212 |
| (16) 穀物生産融資会社 | 20 | 23 | 33 | 23 | 23 | 23 |
| (17) 失業補償信託 | 644 | 625 | 611 | 601 | 583 | 565 |
| (18) 従業員年金信託 | 8 | 8 | 4 | 4 | 3 | 2 |
| (19) 退役軍人団体 | 27,962 | 28,096 | 29,974 | 30,282 | 30,828 | 31,464 |
| (20) 法律業務団体 | 206 | 217 | 213 | 181 | 141 | 131 |
| (21) 炭肺症信託 | 23 | 23 | 22 | 25 | 25 | 25 |
| (22) 事業主年金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (23) 退役軍人団体 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| (24) 退職従業員信託 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| (25) 年金のための持株会社 | 181 | 290 | 374 | 479 | 638 | 794 |
| 501 (d) 宗教団体 | 93 | 92 | 96 | 99 | 107 | 113 |
| 501 (e) 協同病院サービス団体 | 72 | 68 | 69 | 68 | 61 | 54 |
| 501 (f) 協同教育サービス団体 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 521 農業協同組合 | 2,129 | 2,086 | 1,950 | 1,866 | 1,810 | 1,773 |
| 免税団体の総計 | 1,055,545 | 1,085,206 | 1,118,131 | 1,138,598 | 1,164,789 | 1,188,510 |

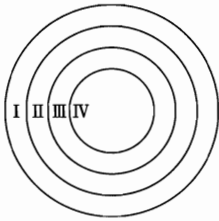
[1] 一部の宗教団体のように、統治を望まないために免税の承認を適用する必要のない団体があるのですべての501(c)(3)団体が含まれているわけではない。

出所：Internal Revenue Service, 1996 Annual Data Book, Publication 55B.

る（図表 1）。そして、税処置に基づく免税団体の分類を示しているのが図表 2 である。免税団体の分類のポイントはRING I とRING II の区別にある。ともに「営利ではない」組織であるのだがRING II に属する組織のみを非営利組織としてみなすことがあるからである。RING I とRING II の区別は、図表 2 で示しているように税制上の扱いが異なっていることによってある。すなわち、RING I もRING II も免税団体という点では同様だが、RING II に含まれる組織は寄付金税控除(Tax Deduction)が認められているのである。RING I とRING II の間で税制上の扱いが異なるのは、RING II に関してはその活動の目的が厳格に定められているからである。このRING II の組織の活動の目的を示しているのが内国歳入法第501条(c)(3)である。その内容は次のとおりである。

「宗教、慈善、学術、公共安全のための検査、文芸または教育、全米あるいは国際ア

図表2 内国歳入法による免税団体の分類



| | | | 寄付金控除 | | | 投資収益課税 | 各種規制税 |
|----------|-----------------------|---------|-------|-------|----|--------|-------|
| | | | 個人 | 法人 | 遺贈 | | |
| RING I | 501(c)(4)-(23)【公益非営利】 | | 控除なし | | | なし | なし |
| RING II | 501(c)(3)【公益非営利】 | 公益増進団体 | 50%まで | 10%まで | 全額 | なし | なし |
| RING III | | 事業型私立財団 | 50%まで | 10%まで | 全額 | 2% | あり |
| RING IV | | 助成型私立財団 | 30%まで | 10%まで | 全額 | 2% | あり |

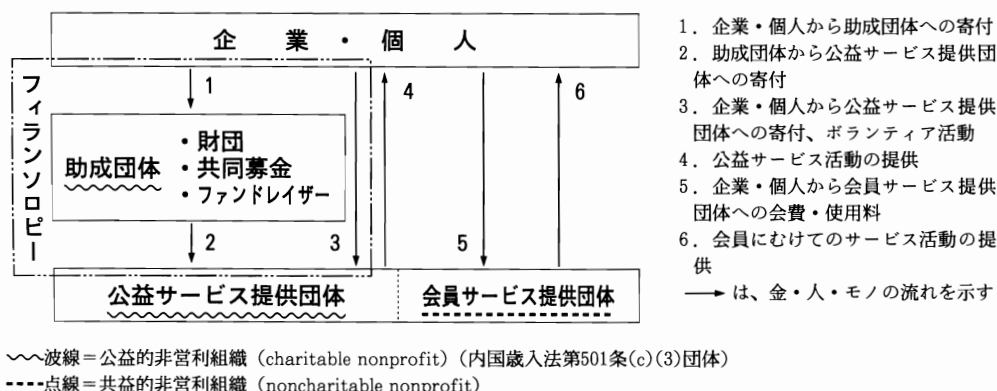
出所：Simon (1987) p.68およびp.70を参考に筆者作成。

マチュアスポーツ競技会の促進（ただし、運動施設・運動器具の設置などの活動に関わらない場合に限る）、子供や動物虐待の防止、などを目的として組織され運営されている法人、あらゆる地域共同募金、地域共同基金、地域共同財団で、純利益を私利私欲とするのではなく、その活動が宣伝や立法への影響を目的とすることがなく、公職立候補者のための（またはそれに対抗する）あらゆる政治的キャンペーンに参加・介入（声明の出版・配布を含む）をしないもの。」

RING Iに属する団体が主として共益的な活動（会員にサービスを提供する活動）を行っているのに対して、内国歳入法第501条(c)(3)に基づくRING IIに属する団体は公益的な活動を行っている。税制に基づいて非営利組織を定義する場合、この共益か公益かの違いが重視されていることに注意しておきたい。公益的な活動を行う組織のみを非営利組織とみなす場合が多いからである。

ところで、内国歳入法第501条(c)(3)に基づく団体は活動の積極性などの違いによってインセンティブに差をつけるためにさらに細かく分類されている。RING IIとRING III・IVの違いは「公益増進団体（パブリック・チャリティ）」と「私立財団（プライベート・ファウンデーション）」の区別からなる。RING IIに属する団体の中でも内国歳入法第509条(a)で特に公益性が高いと承認された団体は「公益増進団体」として税制上の優遇措置が与えられる。「公益増進団体」の資格を得られない団体は「私立財団」のカテゴリーに分類され、厳しく規制が課される。さらに「私立財団」は「事業型私立財団（プライベート・オペレーティング・ファウンデーション）」と「助成型私立財団（プライベート・ノンオペレーティング・ファウンデーション）」に分類される。この分類がRING IIIとRING IVの分類であるが、この区別においても税制上の優遇に差がつけられている。これらの税制上の優遇措置の差は公益的な事業に積極的に関わるかどうかによっている。つまり、内国歳入法では、積極的に公益的な事業に関わる団体に税制上の優遇を与えているのである。

以上にみてきたように、アメリカの税制によって非営利組織を定義する場合、組織の活動の目的がどのようなものであるかがポイントとなる。中でも活動の目的が共益的であるか公益的



図表3 非営利組織の活動の流れ

であるかによって非営利組織は大きく二つに分類される（図表3）。そして組織の目的が公益的であるかどうかの根拠となるのが内国歳入法第501条(c)(3)の規定である。非営利組織の議論においては内国歳入法第501条(c)(3)で資格を得る団体のみを非営利組織とみなすのが一般的である。また、非営利組織の経済理論分析においても、内国歳入法第501条(c)(3)に基づく団体を対象とするのが一般的となっている⁴⁾。したがって、非営利組織研究において内国歳入法第501条(c)(3)の規定が重視されている理由はここにある。

2. 非営利組織把握の現状と問題

(1) ジョーンズホプキンス大学プロジェクトによる非営利組織把握

ジョーンズホプキンス大学の研究グループは、国際比較を行うために非営利セクターの定義を行っている。非営利セクターの定義を行ううえでまず最初に、サラモン (Salamon, L.M.) とアンハイアー (Anheier, H.K.)⁵⁾ は定義のタイプを四つに分類してそれぞれの利点と欠点を述べている⁶⁾。第一の定義のタイプは、法による定義 (the legal definition) である。法による定義は厳格に定義できる利点があるが、法律用語は難解であるため利用しにくいという欠点があり、さらに各国でそれぞれ特有の定義がなされているため比較目的のためには役立たない。第二の定義のタイプは、経済および会計による定義 (the economic/financial definition) である。組織の収入源が強調されるこの定義では、国連の国民計算体系を利用するため厳格な定義ができるうえ比較目的にも利用しやすい。しかし、国連の定義の下では非営利セクターが現実よりも狭い範囲に限定されるという欠点がある。例えば、アメリカにおいて一般に非営利セクターの一部であるとみなされる組織のほとんどが、他のセクターの組織に分類されてしまう。第三の定義のタイプは、機能上の定義 (the functional definition) である。この定義では組織の機能や目的が強調される。一般的に公共目的に従事する組織として非営利組織は把握される。この定義では非営利の資格を得る組織の目的を広範囲にわたって列挙する必要がある

煩瑣であるという欠点や、鍵となる機能のカテゴリーが曖昧であったり時代の影響を受けやすかったりするという欠点がある。第四の定義のタイプは、構造および運営による定義 (the structural/operational definition) である。サラモンとアンハイアーによると、この構造および運営による定義が最も優れているとされる。そこで、この定義の方法による非営利セクターの定義をみていくことにする。

構造および運営による定義では、非営利セクターの定義として五つの特徴を見出している。以下、その五つの点をみていこう。第一は、制度化された組織 (formal) であるということである。これは、法人格をもっていなければならないというのではなく、定期的な会議の開催や理事の存在、規約の存在など、ある程度の組織の永続性があればよいということである。ただし、インフォーマルな集まりや一時的な集まりは、たとえ人々の生活にとって非常に重要なものであっても、非営利セクターの一部とはみなされない。第二は、民間 (private) であるということである。これは、非営利組織が、政府組織の一部であったり、役人によって理事会が支配されていたりしてはならないことを意味する。ただし、このことは、政府の援助を受けたり、役人が理事に就任したりすることができないことを意味しない。第三は、利益非分配 (non-profit-distributing) であるということである。これは、非営利組織が利益を生み出したとしても、その利益は組織の使命のために利用されなければならない、組織の所有者や理事に分配されてはならないということである。第四は、自己統治 (self-governing) であるということである。つまり、非営利組織は外部のものによって支配されてはならず、内部のものによって運営がなされなければならないということである。第五は、自発性に基づく組織 (voluntary) であるということである。これは、自発的な参加者が、組織にとって意義ある活動を行っているということの意味する。ただし、このことは組織の収入のすべてが寄付からなっていたり、スタッフがすべてボランティアであったりすることを意味するのではない。

この構造および運営による定義にも問題点がないわけではない。この定義の基準を正確に適用することが難しい場合があり、厳密さに欠けることがあるからである。しかし、すべての組織を個別に調査しなくても非営利セクターを経験的に定義することが可能であり、非営利セクターと他のセクターとの関係に関する仮説を生み出すことが可能であるなどの利点がある。このような利点は特に国際比較に役立つので、構造および運営による定義が、他のタイプの定義と比較すると最も優れているとされるのである。

さらに、サラモンとアンハイアーは、この構造および運営による定義を適用するうえで、定義が包含している組織の類型を明確にするために、非営利組織の国際分類 (International Classification of Nonprofit Organizations: ICNPO) を開発した⁷⁾。ICNPOによって非営利組織の活動は図表4のように分類される。なお、この分類システムも非営利セクターの国際比較を行うのに役立つようにつくりだされている。また、サラモンとアンハイアーは非営利セクターに含まれない組織の例を図表5のように示している。

図表4 非営利組織の活動分類

| | |
|----|---|
| 1 | 文化とリクリエーション (culture and recreation) |
| 2 | 教育と研究 (education and research) |
| 3 | 健康 (health) |
| 4 | 社会福祉 (social service) |
| 5 | 環境 (environment) |
| 6 | 開発と居住 (development and housing) |
| 7 | 法律、代言活動、政治 (civil rights, advocacy, and political) |
| 8 | フィランソロピックの仲介機関とボランティア推進 (philanthropic intermediaries and voluntarism promotion) |
| 9 | 国際的活動 (international) |
| 10 | 業界団体、専門団体、組合の活動 (business, professional associations, unions) |
| 11 | 宗教 (religious) |
| 12 | その他 (not elsewhere classified) |

出所：Salamon and Anheier (1992 a) p.142

図表5 非営利組織から除外される組織

| | |
|---|-------------------------------------|
| ● | 教会 (Religious congregations) |
| ● | 政党 (Political parties) |
| ● | 協同組合 (Cooperatives) |
| ● | 相互貯蓄銀行 (Mutual savings banks) |
| ● | 相互保険会社 (Mutual insurance companies) |
| ● | 政府関係機関 (Government agencies) |

出所：Salamon and Anheier (1996) p.16

以上が、ジョンズホプキンスグループによる非営利セクターの定義のあらましである。ところで、同グループの定義は日本の研究者によっても重視されている。特に、構造および運営による定義に基づいて導かれた非営利セクターの五つの特徴は、非営利組織が備えるべき要件として広く受け入れられている⁸⁾。したがって、同グループの非営利セクターの定義の妥当性について検討することは、非営利組織把握に関する問題点を明らかにすることができるうえ、日本における非営利組織研究に関する問題点を明らかにすることにもなる。そこで、続いて同グループの非営利組織把握の検討を中心に、非営利組織把握に関する問題を検討していくことにする。

(2) 非営利組織把握に関する問題

ジョンズホプキンスグループの定義はアメリカの非営利セクターの現状を前提として生み出されたものであり、同国の非営利組織制度の影響を強く受けていると考えられる⁹⁾。つまり、内国歳入法による規定が、非営利セクターの定義に反映されている側面があるといえる。特に非営利組織の「非営利」概念の把握において利益非分配が特徴の一つにあげられているが、このことは内国歳入法第501条(c)(3)で免税資格を得るためには利益非分配であることが必要とされていることを重視したものであるといえる。

利益非分配は、非営利組織の経済理論分析においても重要視されることが多く、その分析者のひとりハンスマン (Hansmann, H.) は、利益非分配を重視して非営利組織を分析している。ハンスマンによると、非営利組織とは、純利益がたとえ生み出されたとしても、その組織を支配する者に分配することが禁じられた組織のことである。ここで非営利組織が利潤を生むことを禁じられているのではないことに注意すべきである。実際、多くの非営利組織は年次決算で絶えず黒字を示している。つまり、利潤を分配することのみが禁じられているのである。このことをハンスマンは利益非分配制約 (nondistribution constraint) と呼んでいる [Hansmann (1980)p.838]。ベンナー (Ben-Ner, A.) とグイ (Gui, B.) によれば、ハンスマンによるこの

非営利の定義は、アメリカの法慣行に基づいており、学術文献で最も広く使用されている定義である¹⁰⁾。要するに、ハンスマンの非営利組織の定義は、内国歳入法の規定に基づいており、非営利組織の研究において広く受け入れられているということができる。

サラモンとアンハイアーによる構造および運営による定義も、このハンスマンの利益非分配制約から定義をはじめ、さらに必要とされる条件を付け加えていったと考えることができる [Steinberg and Gray(1993)p.298]。サラモンとアンハイアーによる定義は、ハンスマンの定義と異なる点も指摘されてはいるが¹¹⁾、非営利組織の「非営利」概念を利益非分配から説明している点は同様であり、本質的な違いはないといえる。つまり、サラモンとアンハイアーの定義も、そもそもは内国歳入法の規定に基づいて非営利組織の「非営利」概念をつくりだしているのであり、アメリカの税制の影響を強く受けているのである。

利益非分配は非営利組織の「非営利」概念の主流となっているが、厳密な定義であるとはいえない。例えば、ジョンズホプキンスグループにおいて、利益非分配の特徴は曖昧に取り扱われている。サラモンとアンハイアー自身も、利益非分配の基準からはずれても非営利セクターとみなす場合があると述べている [Salamon and Anheier(1992 a)p.140]。コミュニティ開発組織や発展途上国および低収入地域の協同組合の場合、組織の基本的な目的が営利自体でなく一般的なコミュニティの改善であるので、非営利セクターの一部として扱うほうが賢明であるとするのである。それでは、何のために利益非分配の基準を提示しているのかが不明確になってしまう。そのような例外を含めるのであれば利益非分配の基準を提示せずに、営利目的であるかないかを基準としたほうがわかりやすいであろう¹²⁾。

利益非分配の基準の意義を考えるうえでは、特に協同組合を非営利組織とみなすのかみなさないのが問題となってくる。ハンスマンは、協同組合や相互保険会社および相互銀行を研究対象として扱わない理由として、これらの組織には会員に純利益を分配する権限があり、利益非分配制約の条件があてはまらないことをあげている¹³⁾。また、サラモンとアンハイアーは協同組合を非営利セクターから除外している¹⁴⁾。つまり、従来の非営利組織研究では、一般に協同組合を研究対象から除外しようとする。ところが、サラモンとアンハイアーは、先述のとおり、組織の基本的な目的が営利自体でなく一般的なコミュニティの改善であることを理由に、発展途上国および低収入地域の協同組合を非営利セクターの一部とみなしている。また、ジョンズホプキンスグループによる各国の非営利セクター分析においては、協同組合は分析対象としてとりあげられている。つまり、非営利セクターを定義するうえで利益非分配の基準をあてはめれば、利益を配当として分配する協同組合は研究対象から排除されるが、実際に非営利組織を分析する過程になると協同組合は研究対象としてとりあげられることになるのである。このことは、少なくともアメリカ以外の地域や国を対象とするとき、利益非分配の基準を適用できない場合があることを示しており、また協同組合を研究対象に含むことのできるような非営利組織の「非営利」概念を提示する必要があることを意味している。協同組合を非営利組織か

ら除外しようとする論者も、非営利組織を研究する際に協同組合の分析に取り組んでいるが、このことは協同組合に何らかの非営利組織としての特徴が内包されていることによるものと考えることができる。したがって、協同組合を非営利組織から除外するよりは、協同組合を非営利組織とみなして分析を加えていくほうが、非営利組織の本質に迫ることが可能となるといえるのである¹⁵⁾。

ジョンズホプキンスグループは国際比較研究を目的に定義を行っていると強調しているが、実際のところはアメリカを基準として定義が行われているといえる。同グループの定義がアメリカの現状を基準としていることは、構造および運営による定義を利用する理由にもあらわれている。例えば、サラモンとアンハイアーは、アメリカにおいて非営利セクターに含まれる組織のほとんどが他のセクターに分類されてしまうことを理由にして、国連の国民経済計算による定義を退けているが [Salamon and Anheier(1992 a)p.138]、なぜアメリカの非営利セクターを基準として定義の方法を検討しなければならないのかが不明確である。また、そもそも非営利セクターの定義の方法に検討を加える過程において、アメリカの非営利セクターの存在が前提となっていることは矛盾した分析であるといえる。要するに、ジョンズホプキンスグループでは、アメリカの現状に基づき定義のタイプを決定し、その定義をもとに国際比較を行っているのである。また、各国の非営利セクターの分析は、実際のところは各国の非営利セクターの現状を前提として分析が進められており、その現状に対して構造および運営による定義を事後的にあてはめているのである¹⁶⁾。したがって、構造および運営による定義は、アメリカの非営利セクターを基準として量的側面の国際比較をすることは可能だが、各国の現状を考慮してはならず、各国の非営利セクター研究を行う際には必ずしも有意義であるとはいえない。また、各国の現状に照らし合わせながら分析を進めるのであれば、国際比較のための基準は重要性がなくなり、国際比較研究に役立つことを理由にわざわざ必ずしも厳密とはいえない定義を利用することの意義はなくなってしまふ。したがって、日本の非営利組織を研究するうえで、あえてジョンズホプキンスグループの基準を用いる必然性はない。また、アメリカにおいて非営利組織の制度が確立されているからといって、日本の現状にそぐわないアメリカの基準を使用しなければならない理由はない。日本の非営利セクターを分析するには、日本の現状に即した定義に基づいて行えばよいのである。

続いて、非営利組織把握に関する問題点として、公益非営利組織と共益非営利組織の区別について検討しておく。従来の非営利組織研究では、内国歳入法第501条(c)(3)で資格を得た公益非営利組織に対する分析が中心であり、共益非営利組織の研究には注意が払われない傾向があった。しかし、オニール (O'Neill, M.) が主張するように、共益非営利組織は非営利セクターの経済活動の一部をなしており、非営利セクターの研究者によって研究対象から除外される理由はない。また、共益非営利組織は、会員に対する活動のみに従事しているとは限らない。実質的にすべての非営利組織は、その税制上の資格がどのようなものであれ、程度は異なる

るが、公共に対する便益と会員・スタッフ・ボランティア・寄付者に対する便益とを兼ね備えているのである¹⁷⁾。したがって、非営利組織を研究するうえでは共益非営利組織を除外せずに、公益と共益の双方の非営利組織に対して分析を進めていくことが必要である。また、公益と共益を区別するうえでは、公益とは何かということを追究することも重要である。非営利組織研究においては、公益や公共性についての議論を欠かすことができない¹⁸⁾。

以上、非営利組織把握に関する問題を検討してきたが、特に重要なことは多様な非営利組織の存在を認めて、様々な視点からの分析を行うことである。非営利組織を個別に分析していくうえでは、非営利組織を細かく分類して研究対象を明確にしていくことが必要である。しかし、非営利組織とは何かという問題に取り組み場合には、様々な非営利組織の存在を理解して、非営利組織を多角的に把握していかなければならない。例えば、ジョンズホプキンスグループの定義は、オペレーショナルであることを強調していることからわかるように [Salamon and Anheier(1997)p.496]、そもそもは非営利セクターの量的側面をはかるための便宜的なものにすぎなかったのであるが、次第に非営利セクターの定義において普遍性をもつものとして扱われるようになってしまったのである。しかし、非営利組織は様々な要素を兼ね備えた存在であり、各国の文化や経済のあり方などによって様々な異なった特徴を理解することが重要である。したがって、多様な非営利組織の存在を理解するためには、非営利組織を定義する際に様々な基準を用いるべきである¹⁹⁾。また、非営利組織の存在する根拠を探っていくことも、非営利組織の本質に迫るうえでは欠かせない作業である。非営利組織がなぜ存在するのかを理解することによって、非営利組織とはどのような組織であるのかを示していくことが可能になる。そこで、続いて非営利組織の存在根拠について検討していくことにする。

Ⅲ 非営利組織の存在根拠

1. 非営利組織の経済理論分析

(1) 公共財理論

まずは、アメリカの非営利組織研究の先駆者であるワイスブロード (Weisbrod, B.A.) の非営利組織論について検討する。ワイスブロードは、非営利組織を経済的に分析するには制度選択の観点 が最も有効であるとしている。あらゆる社会において、私企業・政府・非営利組織が主要な制度形態である。どの制度形態にもそれぞれ利点があり、他方では様々な制約を受ける [Weisbrod(1989)p.16]。どの制度形態が選択されるかは、それぞれの制度形態の性格に基づくことになるという立場から、以下のように議論を展開している。

情報の非対称性が存在する場合や集合財が供給されたり商品の生産・消費が外部効果をもたらしたりする場合、私企業という制度形態は効率的に機能しているとはいえ、市場の失敗が生じている²⁰⁾。政府という制度形態は、様々な規制をかけることにより、この市場の失敗を正そうとする。例えば、情報の問題では、私企業のインセンティブに影響を与えるために税や補

助金を利用する。つまり、政府は税や補助金を通じて強制力を発揮できるという点に強みをもっている。しかし、政府が様々な規制をかけるということ自体にコストがかかる。そこで、私企業の生産活動の規制にかかるコストが高くつき、非営利組織への規制にかかるコストのほうが安くつけば、非営利組織という制度形態のほうが魅力的になる [Weisbrod(1989)pp.22-23]。

また、非営利組織の優位性は、中位投票者の原理によっても説明される。民主主義社会においては、政府が供給する財はすべての者が等しく利用できるという前提がある。ところが、このような前提に基づいて政府が財を供給すると、中位の投票者の需要に基づいた財の供給に偏ってしまう。したがって、多様性の著しい社会では、政府が供給する財によっては十分に需要を満たされない者が生じてしまうことになる。政府の供給する集合財では満足できない場合には、私企業によって供給がなされることになるが、この場合コストが高くつくという欠点がある。そこで、政府によっては満たされない需要への対応を、非営利組織が行う場合が生じるのである。つまり、政府による集合財の供給のみでは満たされない需要が発生するという政府の失敗が生じ、その失敗を補うところに非営利組織の存在価値があるというのである [Weisbrod(1989)pp.25-26]。

このように、非営利組織は、私企業や政府という制度形態が十分に働かない場合にその存在根拠があるとされる。しかし、私企業・政府に代わる非営利組織も完全な存在ではないことに注意しなければならない。ワイスブロードは、非営利組織という制度形態の悪用や乱用の可能性も指摘している。例えば、情報の非対称性の問題は、消費者が満足に情報を得られないのをよいことに私企業が質の低いサービスを供給する可能性を示しているが、必ずしもこの問題を非営利組織が克服できるとは限らない。非営利組織という制度形態は、営利追求の偽装として利用される可能性もあるのである。このように、非営利組織がその信頼された地位を乱用するようになると、その信頼された地位は低下していくことになる。すなわち、質の良い非営利組織が、質の悪い非営利組織に駆逐されるのである²¹⁾。

ワイスブロードは、制度選択の観点から非営利組織を市場の失敗と政府の失敗の両面を補う役割を担うものとして位置づけている。同様に、後述のハンスマンの理論も制度選択の観点から、失敗行動に着目して非営利組織の存在根拠を示している。しかし、非営利組織の供給する財の性質に関して、ワイスブロードとハンスマンの両者には意見の相違がある。ワイスブロードの非営利組織論の特徴は、非営利組織の役割を公共財の供給に見出している点にある。ワイスブロードは、公共財の供給を私企業が担うことによる弊害を特に強調している²²⁾。そして、この公共財の供給を担うものとして、政府という制度形態に加えて非営利組織という制度形態をあげているのである。したがって、このワイスブロードによる非営利組織の理論は、本来、公共財を供給すべき政府を非営利組織が補完している点に着目した理論であると位置づけることができよう。

図表 6 非営利企業の四分類

| 資金源\運営法 | 相互・共同型 (mutual) | 企業者型 (entrepreneurial) |
|---------------------|-------------------------------|---|
| 寄付型 (donative) | 共同運動 全米オーデュボン協会 政治クラブ | 米国援助物資発送協会 小児麻痺救済基金 美術館 |
| 事業型 (commercial) | 米国自動車協会 消費者組合* カントリークラブ | 国民地理協会** 教育テストサービス 病院 ナーシングホーム |

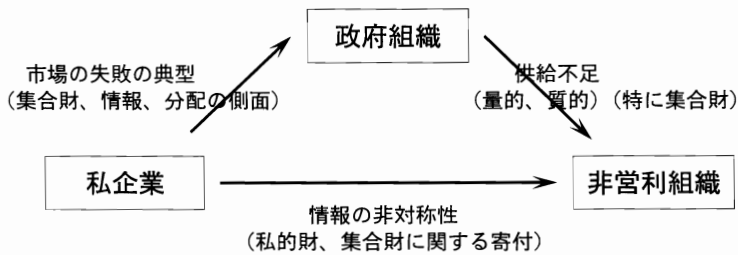
*Consumer Report の出版者 **National Geographic の出版者
出所：Hansmann (1980) p.842

(2) 契約の失敗理論

ハンスマンは「契約の失敗」(contract failure)という言葉を使って非営利組織の存在根拠を説明している [Hansmann(1980)p.844]。契約の失敗は、購入するサービスの性質により、消費者がそのサービスの質や量を正確に評価できない場合に生じる。この場合、利潤を追求する私企業では、消費者と約束したより低い水準のサービスを供給することによって利益を得るインセンティブと機会を得る。つまり、生産者および消費者が手にする情報に差がある場合、すなわち情報の非対称性が存在する場合、機会主義的行動がとられることにより、契約の失敗が生じるのである。ところが、非営利組織では利益非分配制約があるため、機会主義的な行動をとるインセンティブが私企業よりも低い。したがって、情報の非対称性が存在し、契約の失敗が存在する場合、非営利組織は私企業に代わる制度形態として選択されるのである。

ハンスマンの契約の失敗理論は、情報の非対称性に注目するという点では、ワイスブロードの理論と同様である。しかし、ハンスマンはワイスブロードのように非営利組織が供給する財を公共財だけに限定せず、私的財を供給する非営利組織の存在を視野に入れている。公共財の供給を重視する非営利組織論に対するハンスマンの疑問は、次の二点にある。まず第一に、多くの非営利組織が供給している財は、現実には公共財ではなく、むしろ私企業によって供給されている財と同様のものであるという点である。第二は、公共財の供給が政府によって十分に満たされない場合、なぜ私企業ではなく非営利組織によってその需要が満たされるのかについての説明が不十分であるという点である²³⁾。

ハンスマンは、資金源泉と管理運営を基準に非営利組織を四分類している(図表6)。この四分類に含まれる組織には私的財を供給する組織が含まれており、契約の失敗を回避することによってその役割を發揮している。まず、寄付型非営利組織についてであるが、寄贈者は自分の寄付が意図したとおりに利用されているかどうかを確かめることができない場合、利益非分配制約の条件が課せられ信頼のできる非営利組織に寄付をすることによって契約の失敗を回避しようとする。また、事業型非営利組織が供給するデイケア・ナーシングケア・教育などのサー



図表7 失敗行動からみた非営利組織

出所：Badelt (1990) p.57（筆者により加筆）

ビスは、購入者がサービスの質を評価しにくい。さらに、このようなサービスは継続的に長期間にわたって供給されるのが普通であり、購入する企業を変更するには費用がかかる。したがって、購入者は、利益非分配制約の条件が課せられているために機会主義的行動をとる可能性が少ない非営利組織を選択する。このように、非営利組織が供給する財は公共財にとどまらない。つまり、公共財の供給としての非営利組織は、契約の失敗の特殊な例にすぎないのである [Hansmann(1987)pp.30-31]。

このハンスマンの理論の鍵となるのが、利益非分配制約であることに注意すべきである。契約の失敗を回避できるのは、利益非分配制約によって消費者の信頼を得ることができるからである。このように利益非分配制約は、ハンスマンの非営利組織論を支える鍵となっており、非営利組織の定義で重視される理由もここにある。しかし、非営利組織の存在を利益非分配制約からのみ説明するのでは不十分であるという指摘もある。契約の失敗の回避は、非営利組織だけでなく政府においても可能である。政府よりも非営利組織のほうに優位性があるのは、ワイスブロードの理論で述べられているように、中位投票者の原理が働くからであるといえる [Steinberg and Gray(1993)p.299]。このようにワイスブロードの理論とハンスマンの理論は相互補完的な面があり、市場の失敗や政府の失敗といった失敗行動から非営利組織の存在を説明してきた点でも共通している。バデルト(Badelt, C.)は、ワイスブロードやハンスマンの理論を失敗行動アプローチとして位置づけている(図表7)。この失敗行動アプローチと並ぶ非営利組織分析が、取引費用アプローチである。続いて、取引費用から非営利組織の存在根拠を説明する理論の検討を行う。

(3) 取引費用論によるアプローチ

クラシンスキー(Krashinsky, M.)は、取引費用の概念を用いて非営利組織の存在根拠の説明を試みている²⁰。以下、クラシンスキーの理論をみていくことにする²⁰。まず、クラシンスキーは市場の失敗から非営利組織の優位性を説明している理論の問題点を指摘している。その中でも特に重要な点は、営利企業自体が市場での契約の調整の失敗を克服するために存在し

拡大してきたということである。すべての組織は、必要な集合財を獲得する場合におこる価格システムの失敗、すなわち市場の失敗の克服のために存在する。営利企業も市場の失敗を克服するために存在するのだから、市場の失敗が非営利組織の存在根拠を説明することにはならないというのである。この考え方の前提には、市場と企業は代替的なものであるという取引費用論の考え方が前提にあるといえる²⁶⁾。

取引費用は、生産要素の間・生産者と消費者の間・消費者自身の間で生じる。市場の失敗の議論では、生産要素の間の取引費用は存在していないという暗黙の前提があるが、実際は営利企業が生産要素の間の取引費用を克服しているのである。生産者と消費者の間および消費者自身の間で生じる取引費用を営利企業は克服できず、ここに非営利組織の存在する可能性が生じるのである。特に、生産者と消費者の間で生じる、産出物の監視の費用が、非営利組織の存在を考えるうえで最も問題となる取引費用である。この取引費用は、購入者と産出物から直接便益を受け取る者とが分離する場合に生じる²⁷⁾。この場合の解決策の一つとして非営利組織は位置づけられる。なぜなら、非営利組織は品質を判断できない消費者から不正な利益を得るインセンティブが欠けていると考えられるからである。また、営利企業が不正な利益を得ることに制限を加えるような契約を消費者が求めたとしても、そのような契約を作成したり守らせたりするには莫大な費用がかかってしまうのである。ただし、非営利組織が他の制度よりも支配的になるためには、取引費用が最小化されなければならない。つまり、医師や弁護士などにおけるプロフェッショナルの仕事に対する信頼や公的規制などによる品質の保証よりも、非営利組織による品質の保証のほうが費用がかからない場合に、非営利組織が支配的な制度となるのである。また、市場自体も、消費者が品質を監視しにくい場合を扱うための制度である。保証書やフランチャイズやデパートなどは、品質を保証する一例である。これらの制度よりも費用を節約できないと、非営利組織は支配的な制度となることができない。

このように、クラシンスキーは非営利組織の存在を契約などに伴う取引費用の節約から説明している。この取引費用アプローチの特徴は、あらゆる契約を取引費用の側面から分析し、最も費用の節約できる制度が選択されるという点にある。非営利組織は、他の制度と比較して取引費用が最小化されるときに、支配的な制度形態となり得るとされるのである。

2. 非営利組織研究の方向性

以上、代表的な非営利組織の経済理論分析を整理してきた²⁸⁾。続いてこれらの経済理論分析に内在する問題点を指摘し、非営利組織研究の方向性を提示することにしよう。以上に述べてきた非営利組織の経済理論分析の特徴はどのようなものであろうか。バデルトは、失敗行動アプローチと取引費用アプローチとの間には結論を導く方法に違いがあるものの、情報の非対称性や情報費用などの情報の問題に着目して非営利組織の存在を説明しようとしている点は共通していると述べている [Badelt(1990)p.55]。つまり、以上に述べてきた非営利組織の経済理

論分析は、方法の違いはあるが、情報の問題から非営利組織の存在を説明している点では共通しているのである。しかし、このように、非営利組織の存在を情報の問題から説明するだけでは不十分である。例えば、国によって非営利組織の活動の規模が異なっているが、このことは情報の非対称性の観点からでは説明することができない。また、情報の非対称性からの説明では、非営利組織の起源に関する重要な点を見逃してしまう。非営利組織は一般的に宗教集団やイデオロギー集団などに基づいて組織されており、必ずしも情報の非対称性から説明することはできない [James(1987)p.397]。非営利組織は、各国の文化や経済のあり方を考慮して分析しなければならない、情報費用の節約の観点のみで説明できるわけではないのである。

また、非営利組織の経済理論分析の問題点は、非営利組織の定義における問題とも関わりがある。先にも述べたが、ジョンズホプキンスグループは、自らの定義の基準である利益非分配からはずれているにも関わらず、コミュニティ開発組織や発展途上国および低収入地域の協同組合を、非営利セクターの一部として扱っている。これらの諸組織を非営利セクターの一部としてみなす理由は、組織の基本的な目的が営利自体でなく一般的なコミュニティの改善であるためであった。このことは、同グループが、コミュニティへの貢献を非営利組織の活動の特徴のひとつとみなしていることを意味している。また、非営利組織の重要性を強調しているドラッカーも、その活動を説明する際に市民性やコミュニティなどの言葉を使用している [Drucker(1993)pp.168-178]。このように、非営利組織の活動を説明するためには、市民性やコミュニティなどの観点を組み込むことが必要となってくる。したがって、非営利組織の存在根拠は、情報費用の節約といった側面からのみならず、市民性の発揮やコミュニティへの貢献などの側面からも説明されなければならない。すなわち、非営利組織を情報費用の観点からのみ説明する経済理論分析では不十分であり、市民性の発揮やコミュニティへの貢献などの観点からの説明を行うことが必要なのである²⁹⁾。

ところで、非営利組織の定義は、ジョンズホプキンスグループのそれに代表されるように、アメリカの現状に即したものとなっており、内国歳入法第501条(c)(3)に基づく公益非営利組織が研究の主な対象とされている。従来の日本の非営利組織研究においてもまた、アメリカの現状に即した定義が利用されており、公益非営利組織が主な研究の対象となっている。しかし、このことが、特に日本における非営利組織の活動を的確に理解することを妨げている。アメリカでは公益非営利組織において市民性の発揮やコミュニティへの貢献などを伴った活動が行われているので定義上の問題は少ないが、日本では公益非営利組織においてそのような活動が行われているとはいえ³⁰⁾、アメリカの現状に即した定義を用いると、十分に非営利組織を理解することができなくなってしまうのである。したがって、非営利組織の分析の際には、各国の文化や経済のあり方を考慮しなければならないのである。

IV おわりに

非営利組織理論の整理を行い、今後の非営利組織研究の展望を述べてきた。ここでは、本稿で述べてきたことをもとに、非営利組織研究の課題を整理しておく。まず、日本の非営利組織研究についていえば、日本の現状に即した理論を構築することが必要である。従来の非営利組織研究は、アメリカを中心として議論が進められており、日本における非営利組織研究もアメリカの理論を模倣したものが多かった。しかし、アメリカの理論の模倣のみでは、日本の非営利組織の現状を理解することはできない。非営利組織の台頭の背景には、市民性の発揮やコミュニティへの貢献が必要とされている現状がある。特に市民性の概念は非営利組織の本質に関わる重要な観点であるといえる³⁰⁾。アメリカの理論を模倣することによっては、日本の非営利組織の市民性の側面を的確に把握できず、日本の現状に即して非営利組織を分析することが必要とされているのである。そして、市民性の観点を非営利組織理論に組み込むためには、協同組合を非営利組織として位置づけられるかどうかを検討することが必要である。日本においては、協同組合が市民性を発揮する土壌を有した組織であると思われるからである³²⁾。

また、非営利組織を企業理論の観点から分析することによって、非営利組織理論は充実したものとなると思われる。そこで、市民性の観点を考慮しつつ企業理論の立場から非営利組織を研究する必要性を述べておきたい。本稿で整理した非営利組織の経済理論分析は、情報の非対称性に着目し、費用の観点から非営利組織を把握している。取引費用論に代表されるように、非営利組織も営利企業と同じく費用の節約の観点を重視するのが、従来の非営利組織の経済理論分析の特徴である。つまり、従来の分析では、費用の観点から企業を把握する企業理論、すなわち企業組織の経済学的研究を応用して、非営利組織の把握がなされている。しかし、このような観点からでは、営利企業と非営利組織の違いは、費用の取り扱いの違いに限定されてしまい、非営利組織の独自の存在条件を示しているとはいえない。営利企業とは異なる側面を強調することによってこそ、非営利組織の独自の存在条件を明らかにでき、その特質を生かす方法、例えば非営利組織のマネジメントの方法を示すことも可能になるとと思われる³³⁾。

ところで、非営利組織の独自の存在条件を考えていく場合、市民性の発揮の側面を強調するだけでは不十分である。近年、営利企業においても市民性の発揮が求められており、企業市民としての活動が要求されている³⁴⁾。したがって、非営利組織のみが市民性を発揮する存在であるとはいえない。しかし、営利企業においては、営利追求が一義的に重要であり、市民性の発揮しやすいシステムを構築することが難しい³⁵⁾。一方、非営利組織は営利を目的としていないことから、市民が自発的に主体的に様々な問題に取り組むシステムを構築しやすい状況にある。非営利組織の固有の存在条件は、営利企業に先駆けて市民性の発揮を保証する方法を生み出すことが可能な点にある。諸個人が主体的に参加し、民主的に組織を運営するシステムを構築する土壌を有している点に非営利組織の固有の存在根拠があるといえるのである。このように、

非営利組織は市民性を発揮する一つの方法である。いいかえれば、非営利組織は市民の自発的意志に基づいて活動を行うための手段にすぎない。したがって、非営利組織として活動すること自体が目的であるというわけではない。非営利組織として活動を行っているとしても、民主的な手続きがとられていなかったり、民主的な手法が形骸化していれば、市民性が発揮されているとはいえないのである。したがって、組織において民主性を保証できる方法とは、一体どのようなものであるかについての研究を進めなければならない。

また、非営利組織において市民性の発揮を保証することのできるシステムが構築されていけば、そのシステムは株式会社を代表とする営利企業にも応用することが可能であると思われる³⁶⁾。経営者支配論や近年のコーポレートガバナンス論、ステークホルダー論でも盛んに議論されているように、株式会社の支配の問題は、企業理論における重要な課題である。参加や民主的なシステムを構築するための方法を研究することは、企業の支配のあり方を考えるうえで欠かせない作業である。自発性に基づく参加や民主性を体現する可能性を有している非営利組織という形態を検討することによって、企業の支配の新しいあり方を生み出すことに結びつく可能性があるのである。このことは、非営利組織理論の発展が、企業理論の発展に結びつくことを意味している。そして、このような問題に取り組むうえで、非営利組織を企業形態論の視点から理解することによって、非営利組織理論および企業理論をさらに充実させることができると思われる。企業形態論によってこそ、様々な企業形態の優劣や企業の特質を明らかにできるからである。ただし、企業形態論の視点から非営利組織を把握するためには、従来の企業形態論の再構成を必要とする³⁷⁾。したがって、今後の非営利組織論の重要課題の一つとして、企業形態論を再構成しつつ、非営利組織を新たな企業形態として位置づけていくことを銘記しておく。

注

1) ここでの非営利セクター (nonprofit sector) という語は、ジョンズホプキンスグループが使用している語にならったものである。同グループによると、似たような領域を指し示している慈善セクター (charitable sector)、独立セクター (independent sector)、ボランティアセクター (voluntary sector)、免税セクター (tax-exempt sector)、NGO (non-governmental organization)、社会的経済 (économie sociale) 等の用語は、組織の性質の一面を強調しすぎたり見過ごしたりしており適切ではない。非営利セクターという用語でさえ問題がないわけではない。なぜなら、利益を計上する場合があるからである [Salamon and Anheier(1992 a)pp.128-129]。

ところで、非営利セクターは、営利企業を中心とする「私的セクター」でもなく、政府を中心とする「公的セクター」でもない、「第三セクター」としての位置づけがなされるが、ヨーロッパでは協同組合や共済組織を含んだ概念として把握されるのが一般的である。そして、非営利組織、協同組合、共済組織などを第三セクターの構成要素としてとらえる見方の代表的な議論が「社会的経済」論である。本稿の論旨からいえば、結論的には日本の非営利組織を把握するためには、アメリカの非営利組織理論による把握よりもヨーロッパにおける社会的経済の枠組みを利用したほうが有効であるということにな

- る。しかし、本稿の目的は非営利組織理論を検討することであるため、非営利組織そのものに対する議論が活発であるアメリカにおける理論を中心に検討することになる。したがって、本稿では、非営利セクターという用語をアメリカにおける議論にしたがって使用することにする。なお、非営利組織・協同組合・共済組織などの組織によって構成されるセクターを非営利・協同セクターとみなして分析を加えているものとして、富沢・川口(1997)がある。
- 2) 遠藤久夫は、非営利組織に関する経済学的研究の進展の背景として、第一に世界的に非営利組織が認知され、台頭してきたという実態面の変化、第二に企業組織の経済学的研究が進み、その研究成果が非営利組織の分析に応用されていったという研究サイドの流れ、をあげている [遠藤(1996)347頁]。
 - 3) 電通総研(1996) 66頁。なお、非営利組織を一つのコンセプトとして把握するには法人制度よりも税制のほうが役に立つ。なぜなら、非営利法人制度は州毎になされたそれぞれの規定に注意を払う必要があるが、税制においては内国歳入法(連邦税法)という形で一つのコンセプトとしてまとめ上げられているからである。
 - 4) 例えば、「近年のアメリカの文献における非営利セクターに関する議論の多くは、内国歳入法(Internal Revenue Code) 第501条(c)(3)にある、税控除となる寄付を受領でき、かつ免税であるような一部の組織に焦点を当てている」[James and Rose-Ackerman(1986)p.4, 邦訳5頁]。また、サラモンは『米国の「非営利セクター」入門』という著作において、公益的性格をもった組織に限定して焦点をあて分析を加えている [Salamon(1992)p.15]。
 - 5) サラモンはジョンズホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクト(the Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project)のディレクターであり、アンハイアーはアシスタントディレクターである。
 - 6) 以下の四つの定義のタイプの説明と各タイプの利点や欠点の分析については Salamon and Anheier (1992 a)pp.132-140にしたがっている。なお、構造および運営による定義によって導かれる非営利組織の特徴についての説明は、Salamon and Anheier(1996)pp.13-17も参照している。また、ジョンズホプキンスグループが非営利セクターの定義に関してまとめた最新の著作としてSalamon and Anheier (1997)がある。
 - 7) ICNPOは、国連の国際標準産業分類(International Standard Industry Classification: ISIC)や全国免税資格分類(National Taxonomy of Exempt Entities: NTEE)などの既存の非営利セクターの分類法をもとに開発された。既存の非営利セクターの分類法はSalamon and Anheier(1992 b)pp.273-280において評価されている。
 - 8) 例えば、跡田(1993) 31-32頁、跡田他(1994) 322-323頁、電通総研(1996) 24-25頁、山内(1997) 32-34頁など。
 - 9) 川口清史は、ジョンズホプキンスグループの定義を「きわめてアメリカ的」であり「一定の理論的立場が窺える」と指摘している[川口(1997)48頁]。
 - 10) Ben-Ner and Gui (1993)p. 5。非営利組織を利益非分配制約によって特徴づけるハンスマンの定義が、標準的となっていることについては、Steinberg and Gray(1993)p.297も参照。
 - 11) ハンスマンの定義である利益非分配制約(nondistribution constraint)は法的に利益を分配することが禁じられているという狭い意味で使われるのに対して、サラモンとアンハイアーの非営利概念である利益非分配(non-profit distributing)は行動の概念として広い意味で利用される。この点に違いがあるとステインバーグ(Steinberg, R.)とグレイ(Gray, B.H.)は述べている [Steinberg and Gray(1993)p.298]。
 - 12) ただし、営利目的であるかないかを基準とする場合、どのようにして営利目的であるかないかを判断

するのか、という問題が生じる。

- 13) Hansmann(1987)p.28。なお、ハンスマンは企業の所有について論じた著作においては、非営利企業（nonprofit firms）に加えて、協同組合や相互保険会社および相互銀行の分析を行っている [Hansmann(1996)]。このことは、特殊な所有形態を有している企業体である点に共通性を見出していることによるものと考えられる。
- 14) Salamon and Anheier(1996)p.16。また、サラモンとアンハイアーはヨーロッパで広く使われている社会的経済の用語を退けている理由として、社会的経済の概念が協同組合を含んでいることをあげている [Salamon and Anheier(1992 a)p.129]。
- 15) 協同組合を非営利組織として位置づけて議論しているものとして藤田（1993）がある。
- 16) 例えば、日本の非営利セクターの分析では、公益法人・社会福祉法人・学校法人・宗教法人・医療法人・特殊法人・公益信託・協同組合・任意団体および人格なき社団をとりあげたうえで、構造および運営による定義をあてはめて分析を試みている [Amenomori(1997)p.195]。
- 17) O'Neill(1994)p.5, p.18。また、スミス(Smith, D.H.)も共益非営利組織に着目した分析を行うべきであると述べている [Smith(1993)]。なお、オニールはアメリカのインディペンデントセクター（INDEPENDENT SECTOR）の統計にしたがって内国歳入法第501条(c)(4)で資格を得る団体も公益非営利組織とみなしている。内国歳入法第501条(c)(4)で資格を得る団体は社会福祉に従事しており公益的な活動をしていると考えられるからである。ただし、この団体はロビー活動などの政治的活動を行うため、寄付金税控除の優遇を受けることができない。
- 18) そもそも公益と共益を単純に区別することは不可能である。たとえ会員にサービスを提供する団体であっても、その活動が社会的にみて有益な活動を行っている場合には、その活動は共益的であるが公益的でもある。
- 19) ベンナーとグイは、非営利組織を定義する基準として組織の目的・所有者の特性・受益者の特性・組織が直面する制約の四つの基準をあげている [Ben-Ner and Gui(1993)p.4]。それぞれの基準で、異なった非営利組織の定義が導き出される。
- 20) 生産者が得ている情報に比べて消費者が満足に情報を得られない場合、つまり情報の非対称性が存在する場合の具体例としては、飛行機会社のメンテナンスが十分に行われていない場合や、ナーシングホームにおいて鎮静剤が乱用されている場合がある。消費者が満足に情報を得られない場合、消費者は質の高いサービスを得ることができない。また、消費者の需要が集合財である場合や商品の生産・消費が外部効果をもつ場合の具体例としては、基礎研究・環境保護・貧困救済・国防などがあげられる。この場合も私企業による効率的な産出物の供給を望むことができない [Weisbrod(1989)p.19]。
- 21) Weisbrod(1989)p.13。その他にも非営利組織には様々な問題点がある。サラモンは、非効率性・排他主義・バタナリズム・アマチュアリズムなどの問題をボランティアの失敗として指摘している [Salamon(1995)pp.45-48]。
- 22) 制度選択の際に、私企業・政府・非営利組織の効率性の比較は重要であるが、どの制度形態が効率的であるかは、それぞれの制度の違いを考慮に入れる必要がある。つまり、制度形態の比較には社会的価値の観点を考慮に入れるべきである [Weisbrod(1989)pp41-42]。例えば、政府による障害者の雇用は、効率の観点によると政府の非効率性を示していると考えられることもできるが、障害者を雇用すること自体が、集合的価値を算出していることを見逃してはならない [Weisbrod(1989)pp.37-38]。
- 23) Hansmann(1987)p.29。なお、ハンスマンは第一の点の例として、非営利の病院による虫垂切除手術、非営利のデイケアセンターによるチャイルドケア、非営利の予備校による教育、非営利のナーシングホームによるナーシングケア、非営利のシンフォニーオーケストラによる演奏をあげている。一般的

な意味合いではこれらはすべて公共財とみなすことは難しい

- 24) 取引費用論の源流ともいえるコース (Coase, R.H.) によると、企業を設立することが有利な主要な理由として、「価格メカニズムを利用するための費用」の存在をあげている。その費用の具体例として「関連する諸価格を見つけだすための費用」や「市場で生ずる各々の交換取引の際に、それぞれについて交渉を行ない契約を結ぶための費用」をあげている [Coase(1937)pp.390-391, 邦訳44頁]。コースは、これらの費用の節約が可能であるということから、企業の存在を説明しているのである。なお、コースは「取引費用」という用語を使用しておらず、この考え方を発展させたウィリアムソン (Williamson, O.E.) が取引費用経済学を確立した。ウィリアムソンの取引費用経済学に関する論文としてWilliamson(1979)がある。クラシンスキーは、ウィリアムソンによって確立された取引費用経済学を利用して、非営利組織の存在の説明を試みているといえる。ところで、「ウィリアムソンは取引費用自体の適切な定義を提供することに失敗している」[Hodgson(1988)p.200, 邦訳214頁]という指摘もあり、取引費用の概念自体が問題を抱えているということに留意しておく必要がある。
- 25) 以下、取引費用による非営利組織の説明は、Krashinsky(1986)を参照している。
- 26) コースは、「企業の特質は、価格メカニズムにとって代わることにある」と述べている [Coase(1937) p.389, 邦訳42頁]。
- 27) 例として、外部性がある場合、家族内で購入者と消費者が分離する場合などがあげられる。
- 28) 本文中で述べた非営利組織理論以外では、ベンナーとヴァンホーミセン (Van Hoomissen, T.) が利害関係から非営利組織を説明している。その理論では、非営利組織を需要側の利害関係者による手段とみなしている。消費者や寄贈者などの需要側の利害関係者は、需要が満たされない場合、自らが供給を担うために非営利組織を形成するというのである [Ben-Ner and Van Hoomissen(1993)]。需要が満たされない場合は、情報の非対称性に起因するものと説明されており、その意味では本文中で述べた理論と同様であるといえる。ただし、ベンナーは需要側の利害関係者によって統合された組織の例として消費者協同組合をあげている [Ben-Ner(1986)]。この点は、本文中で述べた理論とは異なった特色であるといえる。また、ベンナーは生産者協同組合についても労働者と企業の所有者の利害の対立を内部化できる点に着目している [Ben-Ner(1987)p.434]。本文中において後述するが、非営利組織を参加や民主性などを保証する方法の一つとして位置づけることが必要であると考えられる。参加や民主性などを確保する方法を生み出すうえで、利害関係者の観点から非営利組織の存在を説明する理論を利用できる可能性があると思われる。この点は、今後さらに検討されるべき課題である。
- 29) 栗原彬は、ワイスブロードやハンスマンの理論に関して「両理論とも、産業的生産や開発、行政指導の分配や再生産を基軸とする社会システムを肯定した上で、このシステムが必然的に生み出すやむを得ない犠牲者や落ちこぼれに、物質やサービスや情報を補填することによって、システムを補完する、その意味で、損害補償論にも通底する平衡理論になっている」と述べたうえで、市民的公共性を自分たちで創り出すという役割をもった組織として非営利組織を位置づけるべきであると述べている [栗原(1994) 167-168頁]。
- 30) 例えば、公益法人は公益非営利組織として位置づけられるが、主務官庁の強い指導監督下にあり、必ずしも市民性を発揮した組織とはいえない。
- 31) 市民性とは何かについてここで論じる余裕はないが、本稿においては、さしあたり市民性を主体的に社会の問題に取り組む動きとして、把握しておくことにする。この市民性の発揮を保証するためには、民主的な手続きや情報公開による透明性の確保などが欠かせないであろう。また、市民性の議論は「公」と「共」の両側面を重視した公共性の議論に通ずると思われる。この点に関しては、市民性や公共性などの概念の整理を含めて様々な論点があり、市民性という用語を使用すべきかどうかをも含めて、今後

の重大な課題としてさらに検討する必要があると考えている。ただし、非営利組織の存在を説明するうえで、市民性に類する概念を看過することはできないことはあらためて強調しておきたい。なお、公共性についての議論については、さしあたり間宮（1995）を参照されたい。

他方、コミュニティの観点は、非営利組織に普遍的に必要であるとはいえない。もちろん、コミュニティへの貢献が重要な特色である非営利組織も存在することは確かである。しかし、例えば、地球環境問題に取り組む団体は、特定のコミュニティに貢献することを目的としているわけではない。したがって、すべての非営利組織においてコミュニティの観点が必要とはいえない。ただし、コミュニティへの貢献が重要な特色である非営利組織も多数存在しており、コミュニティの概念を充実させることは、非営利組織理論においても重要な課題である。

- 32) 佐藤慶幸は協同組合を市民的非営利組織として位置づけて、非営利組織論を展開している[佐藤(1996)78-80頁]。
- 33) 非営利組織のマネジメントの重要性を述べているものとして、Drucker(1990)がある。
- 34) 企業市民についての議論は、松岡（1992）に詳しい。
- 35) ここであらためて断っておくが、営利企業においても市民性の発揮は可能である。つまり、民主的な意思決定システムの確立、情報公開による透明性の確保などによって、営利企業においても市民性を発揮させることは可能である。したがって、営利追求と市民性の発揮は両立可能であるということが出来る。問題となるのは、営利追求と市民性の発揮の両側面の実現を保証するシステムをどのように構築すればよいのかということである。非営利組織は、この問題の解決策を生み出す一つの方法として、位置づけることができる。
- 36) 奥村宏は、株式会社制度が死に至る病にとりつかれているとして、制度としての企業を改革する必要性を述べている [奥村(1997)244-245頁]。そして、株式会社に代わる可能性のある新たな企業形態として、非営利組織・協同組合および中国の郷鎮企業をあげている [奥村(1997)258-264頁]。非営利組織などの諸組織が、株式会社にとって代わるという議論は極端であるとしても、少なくとも非営利組織などの諸組織における組織のあり方が、株式会社という企業形態の改革に示唆を与える可能性があると思われる。様々な組織のあり方を類型化する作業は、今後の重要な課題である。
- 37) この点については、浜川（1994）を参照されたい。

参考文献

- 跡田直澄（1993）「非営利セクターの活動と制度」本間正明編『フィランソロピーの社会経済学』東洋経済新報社、29-55頁。
- 跡田直澄・山内直人・雨森孝悦・太田美緒・山田武（1994）「非営利セクターの経済分析」『季刊・社会保障研究』第29巻第4号。
- 遠藤久夫（1996）「民間非営利組織（NPO）の経済理論－非効率な存在から『政府の失敗』『契約の失敗』の補完的存在へー」『東海大学政治経済学部紀要』第28号。
- 奥村宏（1997）『21世紀の企業像』岩波書店。
- 川口清史（1997）「アメリカの非営利セクター論」富沢賢治・川口清史編『非営利・協同セクターの理論と現実－参加型社会システムを求めて－』日本経済評論社、42-54頁。
- 栗原彬（1994）『人生のドラマツルギー』岩波書店。
- 佐藤慶幸（1996）『女性と協同組合の社会学－生活クラブからのメッセージ』文眞堂。
- 電通総研編（1996）『NPOとは何か』日本経済新聞社。
- 富沢賢治・川口清史編（1997）『非営利・協同セクターの理論と現実－参加型社会システムを求めて－』

日本経済評論社。

浜川一憲 (1994) 『『現代企業形態論』試論 (1)』『経営研究』第45巻第2号。

藤田暁男 (1993) 「最近の非営利組織にかんする問題点－『社会的非営利組織』への接近－」『金沢大学経済学部論集』第14巻第1号。

松岡紀雄 (1992) 『企業市民の時代－社会の荒廃に立ち向かうアメリカ企業』日本経済新聞社。

間宮陽介 (1995) 「自由と公共性」『世界』1995年4月号、岩波書店。

山内直人 (1997) 『ノンプロフィット・エコノミー－NPOとフィランソロピーの経済学－』日本評論社。

Amenomori, T. (1997) "Defining the nonprofit sector in developed societies: Japan," in Salamon, L. M. and Anheier, H. K. *Defining the nonprofit sector: A cross-national analysis* (Manchester and New York: Manchester University Press). (pp.188-214)

Badelt, C. (1990) "Institutional Choice and the Nonprofit Sector," in Anheier, H. K. and Seibel, W. (eds.) *The Third Sector: Comparative Studies of Nonprofit Organizations* (Berlin: Walter de Gruyter). (pp.53-63)

Ben-Ner, A. (1986) "Nonprofit Organizations: Why Do They Exist in Market Economies?," in Rose-Ackerman, S. (eds.) *The Economics of Nonprofit Institutions: Studies in Structure and Policy* (New York: Oxford University Press). (pp.94-113)

Ben-Ner, A. (1987) "Producer Cooperatives: Why Do They Exist in Capitalist Economies?," in Powell, W. (eds.) *The Nonprofit Sector: A Research Handbook* (New Heaven: Yale University Press). (pp.434-449)

Ben-Ner, A. and Gui, B. (eds.) (1993) *The Nonprofit Sector in the Mixed Economy* (The University of Michigan Press).

Ben-Ner, A. and Van Hooymissen, T. (1993) "Nonprofit Organizations in the Mixed Economy" in Ben-Ner, A. and Gui, B. (eds.) *The Nonprofit Sector in the Mixed Economy* (The University of Michigan Press). (pp.27-58)

Coase, R. H. (1937) "The Nature of the Firm," *Economica*, n.s., 4, November, pp.386-405. (宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳『企業・市場・法』東洋経済新報社、1992、39-64頁。)

Drucker, P. F. (1990) *Managing The Non-profit Organization* (New York: HarperCollins Publisher). (上田惇生・田代正美訳『非営利組織の経営』ダイヤモンド社、1991。)

Drucker, P. F. (1993) *Post-Capitalist Society* (New York: Harper Business). (上田惇生・佐々木実智男・田代正美訳『ポスト資本主義社会－21世紀の組織と人間はどう変わるか』ダイヤモンド社、1994。)

Hansmann, H. (1980) "The Role of Nonprofit Enterprise," *Yale Law Journal*, 89, pp.835-898.

Hansmann, H. (1987) "Economic Theories of Nonprofit Organization," in Powell, W. (eds.) *The Nonprofit Sector: A Research Handbook* (New Heaven: Yale University Press). (pp.27-42)

Hansmann, H. (1996) *The Ownership of Enterprise* (Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press).

Hodgson, G. M. (1988) *Economics and Institutions: A Manifesto for a Modern Institutional Economics* (Cambridge: Polity Press). (八木紀一郎・橋本昭一・家本博一・中矢俊博訳『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会、1997。)

James, E. (1987) "The Nonprofit Sector in Comparative Perspective," in Powell, W. (eds.) *The*

- Nonprofit Sector: A Research Handbook* (New Heaven: Yale University Press). (pp.397-415)
- James, E. and Rose-Ackerman, S. (1986) *The Nonprofit Enterprise in Market Economics* (Harwood Academic Publishers). (田中敬文訳『非営利団体の経済分析：学校、病院、美術館、フィランソロピー』多賀出版、1993。)
- Krashinsky, M. (1986) "Transaction Costs and a Theory of the Nonprofit Organization," in Rose-Ackerman, S. (eds.) *The Economics of Nonprofit Institutions: Studies in Structure and Policy* (New York: Oxford University Press). (pp.114-132)
- O'Neill, M. (1994) "Philanthropic Dimensions of Mutual Benefit Organizations," *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol.23No.1, pp.3-20.
- Salamon, L. M. (1992) *America's Nonprofit Sector: A Primer* (New York: The Foundation Center). (入山映訳『米国の「非営利セクター」入門』ダイヤモンド社、1994。)
- Salamon, L. M. (1995) *Partners in Public Service: Government-Nonprofit Relations in the Modern Welfare State* (Baltimore and London: The Johns Hopkins University Press).
- Salamon, L. M. and Anheier, H. K. (1992 a) "In search of the nonprofit sector. I : The question of definitions," *Voluntas*, 3:2, pp.125-151.
- Salamon, L. M. and Anheier, H. K. (1992 b) "In search of the nonprofit sector. II : The problem of classification," *Voluntas*, 3:3, pp.267-309.
- Salamon, L. M. and Anheier, H. K. (1996) *The emerging nonprofit sector: An overview* (Manchester and New York: Manchester University Press).
- Salamon, L. M. and Anheier, H. K. (1997) *Defining the nonprofit sector: A cross-national analysis* (Manchester and New York: Manchester University Press).
- Simon, J. G. (1987) "The Tax Treatment of Nonprofit Organizations: A Review of Federal and State Policies," in Powell, W. (eds.) *The Nonprofit Sector: A Research Handbook* (New Heaven: Yale University Press). (pp.67-98)
- Smith, D. H. (1993) "Public Benefit and Member Benefit Nonprofit, Voluntary Groups," *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol.22No.1, pp.53-68.
- Steinberg, R. and Gray, B. H. (1993) "'The Role of Nonprofit Enterprise" in 1993: Hansmann Revisited," *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, Vol.22No.4, pp.297-316.
- Weisbrod, B. A. (1989) *The Nonprofit Economy* (Cambridge: Harvard University Press).
- Williamson, O. E. (1979) "Transactions-Costs Economics: The Governnace of Contractual Relations," *Journal of Law and Economics*, vol.22, pp.233-261.